

愛媛県青少年保護条例施行規則に定める立入調査員の証  
の交付等に関する要領

第1 目的

この要領は、愛媛県青少年保護条例（昭和42年12月5日規則第40号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき愛媛県青少年保護条例施行規則（以下「規則」という。）第15条で定める立入調査員の証について交付等を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 立入調査員の指定等

1 愛媛県青少年保護条例第17条第1項に規定する「その職員」とは、規則第15条に規定する立入調査員の証の交付を受けた職員であり、次に掲げる職員のうちから、知事又は地方局長が指定するものとする。

(1) 知事が指定する職員

- ① 保健福祉部職員
- ② 県教育委員会事務局職員
- ③ 県立高等学校教職員（県立中等教育学校含む）
- ④ 県警察職員

(2) 地方局長が指定する職員

- ① 地方局職員
- ② 支局職員
- ③ 保健所職員

2 立入調査員の指定は、前項各号に掲げる職員の所属長の推薦に基づいて行うものとする。

3 立入調査員の推薦は、立入調査員推薦書（様式第1号）により行うものとする。

4 知事又は地方局長は、所属長から推薦のあった職員が適当であると認められるときは、立入調査員として指定するものとする。

第3 立入調査員の証の交付等

知事又は地方局長は、次により立入調査員の証を交付するものとする。

1 知事又は地方局長は、前項の規定により立入調査員として指定したときは、当該職員に立入調査員の証を交付するものとし、所属長に対しては、立入調査員指定通知書（様式第2号）により福祉政策統括監又は地方局長が通知するものとする。

2 所属長は、前項の立入調査員の証を受領したときは、速やかにその立入調査員の証を当該職員に交付するとともに、立入調査員の証受領書（様式第3号）により、福祉政策統括監又は所轄の地方局長へ報告するものとする。

3 立入調査員の証の有効期限は3年以内とする。

#### 第4 立入調査員の指定の解除等

- 1 所属長は、その推薦した立入調査員について、その者の配置換え等により指定を解除する必要があると認められる場合、当該職員から立入調査員の証を返還させるものとする。
- 2 立入調査員の証の返還を受けた所属長は、立入調査員の証返納書（様式第4号）に当該立入調査員の証を添えて、福祉政策統括監又は地方局長に対して返納するものとする。
- 3 立入調査員の証が返納された場合、福祉政策統括監又は地方局長は、立入調査員指定解除通知書（様式第5号）により所属長に通知するものとする。

#### 第5 立入調査員の証の紛失及び再交付

- 1 立入調査員が立入調査員の証を紛失又は滅失したときは、遅滞なく所属長に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた所属長は、速やかに立入調査員の証紛失報告書（様式第6号）により福祉政策統括監又は所轄の地方局長へ報告するものとする。
- 3 報告を受けた福祉政策統括監又は地方局長は、速やかに再交付の手続きを行うものとする。

#### 第6 立入調査員の証の記載事項の変更

- 1 所属長は、立入調査員の証の記載事項に変更の生じたときは、立入調査員の証記載事項変更報告書（様式第7号）に当該調査員の証を添えて福祉政策統括監又は地方局長へ報告するものとする。
- 2 報告を受けた福祉政策統括監又は地方局長は、速やかに記載事項を訂正した立入調査員の証の交付の手続きを行うものとする。

#### 第7 立入調査員の証の取扱い等

- 1 所属長は、立入調査員に対し、立入調査員の証の保管を厳にするよう指導監督するものとする。
- 2 立入調査員は、立入調査員の証を他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 立入調査員は、立入調査の目的以外に立入調査員の証を使用してはならない。

様式第1号（知事）

愛媛県青少年保護条例立入調査員推薦書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者を、愛媛県青少年保護条例に基づく立入調査員の候補者として推薦します。

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所属長（課・室長）

様式第1号（地方局長）

愛媛県青少年保護条例立入調査員推薦書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者を、愛媛県青少年保護条例に基づく立入調査員の候補者として推薦します。

令和 年 月 日

地方局長 様

所属長（課・室長）

様式第2号（福祉政策統括監）

立入調査員指定通知書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者について、立入調査員として指定したので通知します。

令和 年 月 日

所属長（課・室長） 様

福祉政策統括監

様式第2号（地方局長）

立入調査員指定通知書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者について、立入調査員として指定したので通知します。

令和 年 月 日

所属長（課・室長） 様

地方局長

様式第 3 号 (福祉政策統括監)

立入調査員の証受領書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

送付のあった上記の者の立入調査員の証を受領し、交付したので送付します。

令和 年 月 日

福祉政策統括監 様

所属長 (課・室長)

様式第 3 号 (地方局長)

立入調査員の証受領書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

送付のあった上記の者の立入調査員の証を受領し、交付したので送付します。

令和 年 月 日

地方局長 様

所属長 (課・室長)



様式第4号（福祉政策統括監）

立入調査員の証返納書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者について、立入調査員の証の返納があったので、送付します。

令和 年 月 日

福祉政策統括監 様

所属長（課・室長）

様式第4号（地方局長）

立入調査員の証返納書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者について、立入調査員の証の返納があったので、送付します。

令和 年 月 日

地方局長 様

所属長（課・室長）

様式第5号（福祉政策統括監）

立入調査員指定解除通知書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者について、立入調査員の指定を解除したので通知します。

令和 年 月 日

所属長（課・室長） 様

福祉政策統括監

様式第5号（地方局長）

立入調査員指定解除通知書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者について、立入調査員の指定を解除したので通知します。

令和 年 月 日

所属長（課・室長） 様

地方局長

様式第 6 号（福祉政策統括監）

立入調査員の証紛失報告書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者について、立入調査員の証を紛失・滅失したので、再交付をお願いします。

令和 年 月 日

福祉政策統括監 様

所属長（課・室長）

様式第6号（地方局長）

立入調査員の証紛失報告書

所 属	職	氏 名	生年月日	備 考

上記の者について、立入調査員の証を紛失・滅失したので、再交付をお願いします。

令和 年 月 日

地方局長 様

所属長（課・室長）

様式第7号（福祉政策統括監）

立入調査員の証記載事項変更報告書

所 属	職	氏 名	生年月日	変更事項

上記の者について、立入調査員の証の記載事項に変更が生じたので報告します。

令和 年 月 日

福祉政策統括監 様

所属長（課・室長）

様式第7号（地方局長）

立入調査員の証記載事項変更報告書

所 属	職	氏 名	生年月日	変更事項

上記の者について、立入調査員の証の記載事項に変更が生じたので報告します。

令和 年 月 日

地方局長 様

所属長（課・室長）